

医療上必要があると認められない、 患者の都合による 精子の凍結又は融解の 患者負担（選定療養費）について

本制度は、医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解に対するニーズの動向等を踏まえて創設されたものです。

不妊治療において希望された場合は、保険診療の費用とあわせて以下の選定療養費を負担していただきます。

療養の種類	選定療養費（税込）
精子の凍結及び融解	13,200 円

詳細については生殖医療科にお問い合わせください。

山口県立総合医療センター 院長